

令和7年度 兵庫県地球環境保全資金融資制度 〔地球温暖化対策設備等設置資金〕の概要

兵庫県は県下の中小企業等の皆様に対し、地球温暖化対策及び公害防止のための設備を設置するために必要な資金、工場等の緑化を行うために必要な資金を長期かつ低利に融資しています。

1 資金の概要

対象者	県内に工場等を有し、事業を営む次の中小企業者 ① 次表に該当する法人又は個人																								
	<table> <tr> <th>業 種</th><th>資 本 金</th><th>従業員数</th></tr> <tr> <td>ア 小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr> <tr> <td>イ サービス業(オ、キを除く)</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>ウ 卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>エ 鉱業、製造業(カを除く)、運輸業等</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>オ ソフトウェア業、情報処理サービス業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>カ ゴム製品製造業 ※</td><td>3億円以下</td><td>900人以下</td></tr> <tr> <td>キ 旅館業</td><td>5千万円以下</td><td>200人以下</td></tr> </table>	業 種	資 本 金	従業員数	ア 小売業	5千万円以下	50人以下	イ サービス業(オ、キを除く)	5千万円以下	100人以下	ウ 卸売業	1億円以下	100人以下	エ 鉱業、製造業(カを除く)、運輸業等	3億円以下	300人以下	オ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	カ ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下	キ 旅館業	5千万円以下	200人以下
業 種	資 本 金	従業員数																							
ア 小売業	5千万円以下	50人以下																							
イ サービス業(オ、キを除く)	5千万円以下	100人以下																							
ウ 卸売業	1億円以下	100人以下																							
エ 鉱業、製造業(カを除く)、運輸業等	3億円以下	300人以下																							
オ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																							
カ ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下																							
キ 旅館業	5千万円以下	200人以下																							
資金使途	② 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合等 ③ 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人 ④ 常時使用する従業員が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下のNPO法人																								
	地球温暖化対策	- 太陽光発電等再生可能エネルギー施設及び設備の設置に要する資金(発電した電力を<u>全て</u>売電する場合は不可) - 省エネルギー施設及び設備の設置等に要する資金 - 二酸化炭素削減に資する生産設備、燃焼設備、業務用設備、建築設備の設置等に要する資金 - オゾン層保護法で規制された特定物質等使用設備の代替及び回収・破壊・再生設備を設置する資金 - 再生資源の利用又は資源の再利用促進に必要な設備を設置する資金																							
	公害防止	【対象事例】 太陽光発電、蓄電池、エネルギー管理システム、バイオマス熱供給設備、コージェネレーション設備、二重窓、高断熱サッシ、その他高効率設備(ボイラー、コンプレッサー、冷凍庫、給湯設備、換気設備、照明設備 等)																							
	緑 化	公害(大気・土壌汚染、水質汚濁、騒音・震動、悪臭等)を防止するための資金のうち下記に掲げるもの - 産業廃棄物を処理するための設備を設置する資金 - 現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転に要する資金 - 廃自動車等解体施設において、廃棄物等の流出・飛散・地下浸透を防ぐ設備を設置する資金 - 既存設備の補修に要する資金																							
条件	限 度 額	1企業・組合 1億円																							
	融 資 利 率	<u>年0.7%</u>																							
	返 済 方 法	15年以内(2年以内据置可)・元金均等月賦返済																							
	信 用 保 証	原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料は申込者負担となります。																							

2 取扱金融機関

銀行	三井住友、みずほ、三菱UFJ、りそな、池田泉州、但馬、山陰合同、みなと、南都、京都、中国、四国、伊予、阿波、トマト、関西みらい、徳島大正、三井住友信託
信用金庫	神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、北おおさか、鳥取、備前日生、大阪、大阪シティ、京都北都
信用組合	兵庫県、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、淡陽、兵庫県医療
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	兵庫信連、兵庫六甲、みのり、兵庫南、ハリマ、たじま、あわじ島、相生市

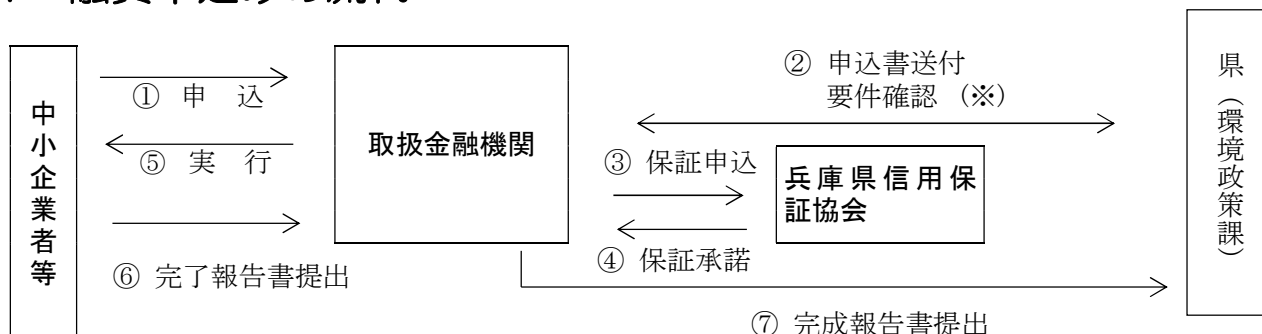
3 申込みに必要な書類

- ① 兵庫県地球環境保全資金融資申込書（様式第1号）
- ② 誓約書
- ③ 信用保証委託申込書
- ④ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）
- ⑤ 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、設計図、見積書（写）等）
- ⑥ 公害防止、緑化にかかるものについては、以下の書類

公害防止	左記のうち工場等を移転する場合	緑化
●騒音、振動、悪臭に係るものについては、設備の設置を必要とする市町長の意見書（様式第2号） ●公害処理記録（県、市、町に保管のもの）の写し（公害による苦情がある場合） ●処理装置、処理能力等を明らかにした設計図、仕様書 ●設備の設置に伴う請負業者等の見積書又は契約書の写し ●工場内の平面図（機械設備の配置図を含む）、付近見取図 ●「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し ●その他必要な書類	●公害処理記録（県、市、町に保管のもの）の写し又は、移転を必要とする市町長の意見書（様式第2号） ●工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書（様式第3号） ●移転先及び現在地の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む） ●建築基準法等他法令による許認可書の写し ●移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等の見積書又は契約書の写し ●移転に要する費用の請負業者の見積書又は契約書の写し ●処理装置、処理能力等を明らかにした設計図、仕様書 ●設備の設置に伴う請負業者との見積書又は契約書の写し ●「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し ●その他必要な書類	●緑化に伴う請負業者の見積書又は契約書の写し ●工場等の平面図（樹木等の配置図を含む） ●「環境の保全と創造に関する条例」による特定工場等緑化計画届受理書の写し ●その他必要な書類

※申請書等の様式は、「ひょうごの環境」のホームページ[<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>]からダウンロードできます。

4 融資申込みの流れ



※太陽光発電、蓄電池、エネルギー管理システム、LED 照明等、明らかに省エネ及び二酸化炭素削減に資する設備を資金使途とするものについては②を省略

5 問い合わせ先

兵庫県環境部環境政策課（地球温暖化対策設備等設置資金担当）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3284